

[事案 30-289] 保険料払込期間変更請求

・令和元年 5 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

保険料の払い方が申し込んだ内容と異なることを不服として、60 歳以降の保険料を支払う必要がないことの確認を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 24 年 11 月に通信販売にて契約した医療保険について、以下等の理由により、60 歳以降の保険料を支払う必要がないことを確認してほしい。

(1)電話で対応した募集人に対して、60 歳で払い込みが終わる商品に申し込む意思であることを伝え、保険料払込期間が 60 歳で終了することを確認したうえで申込手続きをした。

また、募集人は「(申込書中の払い方を選択する欄の) どこに丸を付けても 60 歳払込終了になる」と言った。

(2)保険会社から申込手続き直後に返送された申込書控えを開封したところ、保険料の払い方を選択する欄において、「60 歳時に払い込みが終了するタイプ」と、「65 歳で半額になるタイプ」の 2 つに丸印がつけられており、不信感がある。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)募集人は、誤説明はしておらず、申立人の主張を根拠づけるような対応履歴もない。

(2)申立人から提出された申込書控えには、「60 歳時に払い込みが終了するタイプ」と、「65 歳で半額になるタイプ」の 2 つに丸印がつけられているが、当社に保管されている申込書においては、「65 歳で半額になるタイプ」のみに丸印が付されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約が 60 歳以降の保険料を支払う必要がないものであるとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。